

日本学生オリエンテーリング連盟幹事会及び事務機構に関する規則

(幹事会の使命)

第1条 1 幹事会は、本連盟規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする。

第1条 2 幹事会は、本連盟の運営及び統轄について、全加盟校を代表する渉外代表と役員からなる総会に対し連帯して責任を負う。

(組織)

第2条 1 幹事会は、総会の議決承認に基づいて決定された幹事をもって、これを組織する。

第2条 2 前項の幹事の数、は、15名程度とする。ただし、特別に必要な場合においては、その数を増加することができる。

(幹事の職域)

第3条 1 各幹事は、主任の幹事として学連事務を分担管理する。

第3条 2 前項の規定は、学連事務を分担管理しない幹事の存することを妨げるものではない。

(幹事会)

第4条 1 幹事会は、幹事長がこれを主宰する。この場合において、幹事長は、幹事会の案件を発議することができる。

第4条 2 各幹事は、案件の如何を問わず、幹事長に提出して、幹事会を求めることができる。

第4条 3 幹事会は、規則案、予算その他の議案を総会に提出し、学連運営及び統轄について総会に報告する。

第4条 4 幹事会は、総会にかけて決定した方針に基づいて、事務機構各部を指揮監督する。

第4条 5 幹事会は、総会の議決を得なければならない事項について、緊急を要する場合、専決することができる。この場合、総会において事後承認を得なければならない。

(幹事)

第5条 1 本連盟に次の幹事を置く。

1. 幹事長 1名
2. 副幹事長 1名
3. 会計 1名
4. 事業部長 1名
5. 広報部長 1名
6. 事務局長 1名
7. 普及部長 1名
8. 渉外部長 1名
9. 地区代表幹事 6名

第5条 2 幹事は、総会において、所属する加盟校の渉外代表を兼任しない。

(幹事長)

第6条 1 幹事長は、総会、幹事会等で決定された意思に基づき、本連盟の運営を執行且つ統轄する。

第6条 2 幹事長は、加盟員を代表して理事会の構成に参加する。

第6条 3 幹事長は、幹事会の議決を得なければならない事項について、緊急を要する場合、専決することができる。この場合、幹事会において事後承認を得なければならない。

(副幹事長)

第7条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときこれを代行する。

(会計)

第8条 会計は、本連盟の会計事務を統轄する。

(地区代表幹事)

第9条 地区代表幹事は、地区学連を代表し、業務を処理する。

(事務機構)

第10条 1 本連盟は、本連盟規約第3条の事業を行うため、次の事務機構を置く。

1. 事業部

インカレとその他付随する事業を行う。

2. 広報部

連盟報その他刊行物の発行を行う。

3. 事務局

加盟事務その他一切の事務を行う。

4. 普及部

オリエンテーリングの普及活動を行う。

5. 渉外部

本連盟所有地図のテレインにおいて渉外を行う。

第10条 2 事務機構は、加盟員によって構成され、評議員の補佐を受けることができる。

第10条 3 事務機構は、学連規約第35条第2項の定めによって選出される部長若しくは局長により統轄される。

第10条 4 総会は、必要な事務機構を置き、学連の事務を助けしめることができる。

第10条 5 各事務機構は、会計1名を互選する。

第10条 6 事務機構を別に部局と呼称する。

(事務機構員)

第11条 1 各事務機構に、事務機構員を置く。

第11条 2 事務機構員の決定は、幹事会がこれを認証する。

第11条 3 事務機構員は、担当の事務に従事し、及び予め部局長の定めるところにより部局長不在のときその職務を代行する。

第11条 4 事務機構員を別に部局員と呼称する。

(班)

第12条 1 幹事会は、必要な班を置き、幹事長の事務を助けしめることができる。

第12条 2 班は、事務機構に準じる。

(幹事の選出)

第13条 1 第5条第1項第1号及び第3号から第7号までに定めたる幹事は総会の承認により決定する。

第13条 2 第5条第2号に定めたる幹事は幹事会または事務機構、班に所属する加盟員の中から幹事長の指名に基づき、総会の議決により決定する。

第13条 3 第5条第8号に定めたる幹事は、北東及び関東学連渉外部長の中から総会の承認により決定する。

第13条 4 第5条第9号に定めたる幹事は、当該地区学連がそれぞれの加盟員の中から推薦し、総会の承認により決定する。

(臨時代行)

第14条 1 幹事長に事故のあるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長またはその予め指定する幹事が、臨時に、幹事長の職務を行う。

第14条 2 主任の幹事に事故のあるとき、または主任の幹事が欠けたときは、幹事長又はその指定する幹事が、臨時に、その主任の幹事の職務を行う。

第14条 3 部局長幹事に事故のあるとき、又は部局長幹事が欠けたときは、その予め指定する事務機構員が、臨時に、部局長幹事の職務を行う。

第14条 4 地区代表幹事に事故のあるとき、又は地区代表幹事が欠けたときは、地区代表幹事が予め指定する地区学連幹事、又は地区学連の指定する地区学連幹事が、臨時に、その職務を行う。

(任期)

第15条 1 幹事の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。但し留任を妨げない。

第15条 2 補欠によって選出された役員任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(改正)

第16条 本規則の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

(細則)

第17条 本規則の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

平成17年3月14日制定施行

平成24年3月12日改正